

## 経済社会統計整備推進委員会における 会議等の公開の在り方について

### 【会議】

会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員長が会議に諮って会議を非公開とすることができる。会議を非公開とする場合には、委員長はその理由を公表する。

会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ事務局に登録し、委員長の許可を得ることとする。傍聴に際しては、円滑な審議を妨げることのないよう委員長の指示に従うものとする。委員長の許可がある場合を除き、録音及び撮影は認めない。

### 【配付資料】

会議に配付される資料については、原則として、会議終了後に公開することとし、速やかに事務局において一般の閲覧に供するとともに内閣府ホームページ等に掲載する。

### 【議事概要】

事務局は、会議の都度、議事概要を作成し、公表する。